広報 第38号
町のすがた
（5月1日現在）

人口	男	3,398人
	女	3,767人
	計	7,165人
世帯数		1,555

三島町だより

発行　昭和46年5月15日
新潟県三島郡
三島町役場
局番 025842
（代） 2221
印刷　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目
TEL (3) 0306

日吉保育所スタート

所長さんの喜びのことばに耳をかたむけるよい子たち

就任のご挨拶

三島町長　田口半弌

皆様の暖かいご芳情により、過去八か年「明るい町づくり」を旨に、町政を担当させていただいたにもかかわらず、その間、何等ご期待にそえ得ざることのみ多く、誠に汗顔の至りと、深く自省いたしている折、地方統一選挙を迎えることになりました。

最近、特に町民の関心と動向は(一)、長岡市と三島町の関連。(二)、米の生産調整をどうするかの二点に集中されるかに察知されこの問題に、地方自治八か年、また、約三〇年に亘る農協生活の体験を基に、全精魂を傾けるべく立候補の決意を固めたところ、幸い皆様のあふるるご支援を賜り、三度、その職に就く機会を与えられましたので、積極的に取り組む所存であります。

まず(一)は、

新都市計画の実施と広域市町村圏の調和を計ることと、上越新幹線、北陸・関越の両高速道路の着工という恵まれた条件のもとに、県道与板～関原線の沿線丘陵地帯を中心に宅地の造成とあいまち極めて明るい状況にあります。

次ぎに(二)は、

米の生産調整は長期間に亘ることは必至であり、農家の受ける経済的打撃と如何に対処するか。

まず、耕地の基盤整備をはかり農業の安定を期するため、新保排水工事（県営）の実施、県営積寒事業に、約四、一〇〇万円の予算決定大字による暗きょ排水の実施、町が独自で購入した溝切り機（一台二五〇万円）など、国、県の厚意により積極的に進展中であります。

批判票はなかりしも、十分、反省し、町民の総意をすみやかに具現いたすべく県ならびに中央とより密接な連絡をとり、地域開発に精進する心組みでありますから、何とぞよろしくご協力を切望しご挨拶といたします（四月二十七日記）

三島町 議会開催さる

町長三選後、初の議会が五月六日に開催された。冒頭に町長が所信を表明、議会を代表して棚橋国治氏が祝辞を述べられたのち審議に入り次のように議決された。

一、地方自治法第一七九条第一項により専決処分された一部事務組合の規約変更三件と日吉保育所を日吉小学校で開設する工事費予算が報告どおり承認された

二、昭和四六年度三島町一般会計補正予算第二号で、日吉小学校の特別教室などの改装費その他保育所関係予算で、一、八三四千円追加し予算総額は二四三、二八三千円になった。

この機会に設備の近代化を!!

今年度から中小企業設備貸与制度が発足しました。

これは、主として製造業を営む小規模企業が設備を容易に近代化できるように中小企業振興公社を設立しこの公社で機械、設備を購入して、これを企業者に貸与し、一定期間後譲渡する制度です。

一、申請者の資格
○常用従業員が二〇人以下の企業であること。
○小売業、建設業、サービス業は除く。
○過去二年間の年平均利益が三〇〇万円以下。

二、貸与の条件
○一企業当り二〇万円から六〇〇万円まで。
○貸与期間は据置き期間を含めて四年半以内。
○契約のとき、貸与を受ける機械設備の一〇%の保証金が必要。
○貸与期間中は貸与元金の残額に年五%の割合で貸与損料を納入する。

三、申請先と期限
六月一〇日までに役場の産業係へ提出を。

償還方法の具体例（予定）

（80万円の機械を10月に貸与された場合）　（単位　円）

期日	46／10	47／9	48／3	48／9	49／3
期間	契約時	1.0年目	1.5年目	2.0年目	2.5年目
設備貸与料 元金	40,000	100,000 17,500	100,000 15,000	100,000 12,500	100,000 10,000
設備貸与料 損料	40,000	117,500	115,000	112,500	110,000
設備貸与料 計					
保証金	80,000				
合計	120,000	117,500	115,000	112,500	110,000

期日	49／9	50／3	50／9	51／3	合計
期間	3.0年目	3.5年目	4.0年目	4.5年目	
設備貸与料 元金	100,000	100,000	100,000	100,000	800,000
設備貸与料 損料	7,500	5,000	2,500	0	110,000
設備貸与料 計	107,500	105,000	102,500	100,000	910,000
保証金				△80,000	0
合計	107,500	105,000	102,500	20,000	910,000

妊娠の届けは五か月以内に

昨年度から妊婦のかたが妊娠届け書提出のとき、認印たの栄養強化推進を図るをご持参ください。

め、町から三か月間、牛乳　妊婦の届けをすると母子を無料でお届けしてきましたが、本年度は、妊娠五か月以内に届け出たかたに限り、牛乳の無料配付期間を六か月に延長いたします。

なお、手続きのために妊娠届け書提出のとき、認印をご持参ください。

妊婦の届けをすると母子手帳が交付され、妊婦検診の通知があります。

また、町で行う妊婦検診のとき必要に応じ、専門医師への検診無料券が交付されます。

（衛生係）

簡保保養センターをご利用ください

臨野町郵便局

新緑の五月、行楽のシーズンです。

簡易保険は、加入者の健康を守り、福祉を増進するために、さまざまな福祉施設を設けていますが、その代表的なものに「簡易保険保養センター」があります。

保養センターは、現在、全国四十三か所にあり、簡易保険の加入者ならだれでも利用できます。信越では諏訪市・小県郡丸子町鹿教湯温泉・中頸城郡妙高高原町の三か所にあるほか、佐渡の両津市にも近く建設されることになっています。

利用料金は、宿泊が一泊二食つき約千五百円、日帰りが百五十円と格安で家族づれや団体のレジャー旅行静養などに最適と、喜ばれています。利用したいかたは、もよりの郵便局の窓口か、簡易保険の外務員にお申し出ください。六か月前から受け付けています。

住民の相談室

年少就職者の相談は

問　年少就職者の職場適応に関する相談はどこへ？

答　かって、労働省の労働市場センターで行なった新規学校卒業者の離職状況調査によると、中卒、高卒とも、就職後三年間に五三%程度（全国平均）離転職していることがわかりました。新潟県の場合はそれより若干下回っていますが、それでも三年間に就職者の半数近くが、最初の職場を離れてしまうことは、就職者自身はもとより事業所側にとっても大きな問題です。

そのため、年少就職者がその職場に対する適応性を高め、定着性が促進されるよう種々対策が講じられ、その一つが「年少就職者相談室」です。

相談室は、年少就職者および事業主に対し、職場への適応についての専門的な助言指導を実施することを目的として、職業安定所に設置されています。

相談室で取扱う業務の範囲は、

一、職場適応に関する相談のために来所した事業主に対し相談を行なうことなどです。

就職者特に年少者の場合は、職場の悩みごとや不満などは、上司に打ちあけにくいもので、また事業主などに対する遠慮からも、第三者に相談しにくいものです。そして、それらの不満などが内攻すると、結局離職につながることになります。

また、事業所側では、現在、本人が職場についてどう考えているかなどは、なかなかつかめないことが多く、突然退職の申出を受けて、びっくりするような例が多いようです。

相談室には、専門の担当者がいつでも相談に応ずることになっていますし、必要によっては関係機関と連絡できる体制を整えております。

五月の衛生行事

月日	種目	対象	ところ	とき
5・28	乳児検診	一般	役場分館	13・0～15・0
6・3	献血	同	同	10・0～15・0
6・4	精神衛生相談	同	同	14・0～15・30
6・10	妊婦検診	同	同	13・0～15・0

※都合により変更の場合は関係者にご連絡します。

勤労者住宅資金の融資

県内の事業所で雇用される勤労者の住宅難を緩和するため勤労者住宅資金が融資されます。

(1)**融資を受けられる人**
○住宅に困っている度合が高いもの（老朽、立退要求、過密居住、世帯分離、非住家のいずれかに該当すること）
○家族の収入を含めた年間所得額が、おおむね八〇万円～一五〇万円のかた。
○他に住宅資金の調達が困難で、この資金の借り入れが必要であると認められる人。

(2)**貸付条件**
○貸付金額　三〇万円～七〇万円
○利率　年利九・一%
○償還方法　一〇年以内の元金均等月賦償還

(3)**借入申込み**
○六月一〇日までに融資取扱金融機関（第四・北越・新潟相互・大光相互銀行の本・支店）で手続きをしてください。申込み用紙は取扱金融機関にあります。

消防団長を辞して

松浦与喜知

三月三十一日任期満了に伴って三島町消防団長を辞任いたしました。

顧みれば昭和三十八年四月、河内前団長の後を継いで浅学の身にむち打って、満八年間皆様がたの絶大なご指導とたゆまぬご協力により大過なくその任を果すことができましたことを、心から感謝いたすとともにご厚情に対し厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、消防の仕事は一人では成果をあげることはできません。統制ある団結の力をもって対処してこそ、その任務がおこなわれるもので、今後ともいっそうのご精進を、お願い申し上げます。

社会は日進月歩の進展をしております。皆様の家庭でも化学燃料や冷暖房器具などの危険物がたくさんあります。消防団員の方々はもちろんですが、各家庭の皆様もこれらに対する知識をじゅうぶんもたれ、取扱いに遺憾のないようお願いいたします。

災害は忘れた頃にやってくると申されますが、防がれるものは、みんなの力で予防して社会の福祉に努めたいものです。

なお、消防団員のご家族には、常々出動態勢に意をもちいられ、かげのご協力に対し深く感謝申し上げます。

消防団長を辞任し、長年の非常態勢は解かれましたが、苦楽を共にした経験を生かし今後の社会生活に頑張りたいと考えています。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

消防団長を拝命して

滝沢忠義

このたび消防団幹部の任期満了にあたり、松浦団長さんが一身上のご都合のため、全団員に惜しまれつつ退任されました。

松浦さんは三島町消防団長に八年間在任され、この間、つねに防災活動に努力され、昭和四十三年に日本消防協会の竿頭綬を、また本年二月には同協会から表彰旗の拝受など数々の功績を残されました。

後任団長は消防団幹部会議の結果、団幹部諸氏のご推せんにより、不肖私がその職を受けました。もとよりの浅学非才の身でありますが、消防団員のかたがたをいただき防災活動に精進いたす所存でございます。

みなさんが既にご承知のように、最近の家庭燃料、建築材料の変化につれて、火災の発生件数、損害額は毎年ふえています。

これに対処するには町民のみなさんのご協力によって、**火災の予防**と発生の早期通報による**初期消火**に徹しなければなりません。みんなが火の元の点検を励行し、また、不幸にして火災が発生したときは、すぐ、近所の方に知らせるとともに、電話で火災場所、目標、火災の状況などを適確に通報してください。

町民のみなさんと消防団がかたく手を結び三島町から火災を無くすることを念願しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

農業委員きまる

農業委員会委員の任期満了による改選が行なわれました。

委員の任期は三年で、その選出は公選による委員十人と、農業協同組合および農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各一人、議会が推薦した学識経験者を町長が選任した委員で構成されることになっています。

公選によるの委員は、三月十四日に選挙が告示され、十五日の立候補届出締切において定数の十人を超えないため無投票で当選されました。

選任による委員は、それぞれの機関から推薦されたかたが選任されました。

改選後、最初の委員会は四月八日に開催され会長、会長代理が互選され、また委員会選出の県農業会議会議員は会長兼任が決定しました。

（産業土木課）

委員名簿（議席順）

委員名	選出区分
青柳一	公選
古井丸弥忠治	日吉農協推薦
渡辺幸左衛門	公選
○元井元一	公選
小熊太一郎	大津農協推薦
山田英一	議会推薦
滝沢忠義	公選
西沢勲	議会推薦
井村健二	公選
原権右衛門	農業共済推薦
田口六蔵	脇野町農協推薦
柳留吉	公選
稲垣清	公選
北原秀次	議会推薦
名古屋与次郎	議会推薦
片桐千里	公選
小川敏栄	公選
◎小熊孫一	公選

（◎会長　○会長代理）

消防団幹部のみなさん

団長	滝沢忠義
副団長	野崎浩三
第1分団長	山田義一
第2分団長	田中耕蔵
第3分団長	斎藤功
第4部長	小熊哲治
第5部長	平原信
第2分団長	大矢弘司
第6部長	難波清
第7部長	櫟沢幸雄
第8部長	小林芳一
第9部長	小林義夫
第3分団長	小林源栄
第10部長	水品弘市
第11部長	倉重正
第12部長	草分栄一
第4分団長	稲垣徳司
第13部長	新保二郎
第14部長	矢川佐九一
第15部長	棚橋弘
副団長	田村多吉
自動車隊長	野島六司
第1部長	小川忠徳
第2部長	田中耕蔵
第3部長	斎藤功
第4部長	小熊哲治
訓練部長兼予防部長	山田義一
技術部長兼訓練部長	小方保
旗手	井上六雄
自動車隊副分団長	片桐一男
第1部長	片沼栄治
第2部長	江畑一男
第3部長	斎藤清明

（順不同）

四月一日現在

総団員数二九八名

※紙面の都合で班長名は割愛しました。

〃福祉年金受給のみなさんへ〃

福祉年金は毎年六月に前年の所得をもとにして、今年（五月から来年四月まで）の年金額が決定されます。郵便局で、五月期年金の支払をうけたら、なるべく早く次のものを持って役場（支所）へおいでください。

○国民年金証書

また、あなたか、配偶者が恩給、公務扶助料、遺族年金、厚生年金などを受けているときは、そのことのわかる書類（年金証書または保管証）も添えてください。

今年の改善事項

年金の増額、所得制限の緩和など、次のように改善されます。

一、年金の増額

すべての福祉年金が十一月から月額三百円ずつ増額され、次のとおりになります。

○老令福祉年金

月額　二、三〇〇円

○障害福祉年金

月額　三、四〇〇円

○母子（準母）福祉年金

月額　二、九〇〇円

（子供一人の場合）

二、所得制限の緩和（五月から実施）

○本人所得制限限度額

所得制限限度額が三万円引き上げられ三十五万円になります。

○扶養義務者および配偶者の所得制限限度額

扶養親族数が五人の場合で百八十万円（収入金額）に引き上げられます。

三、公的年金併給制限の緩和（十月から実施）

○戦争公務による公的年金と福祉年金の併給を准士官までが全額併給されます。

四、老令福祉年金の早期支給（十一月から実施）

○国民年金法による別表二級程度の障害者には特例的に六十五才から老令福祉年金が支給されます。

（年金係）

日吉保育所と改称
小学校へ移転

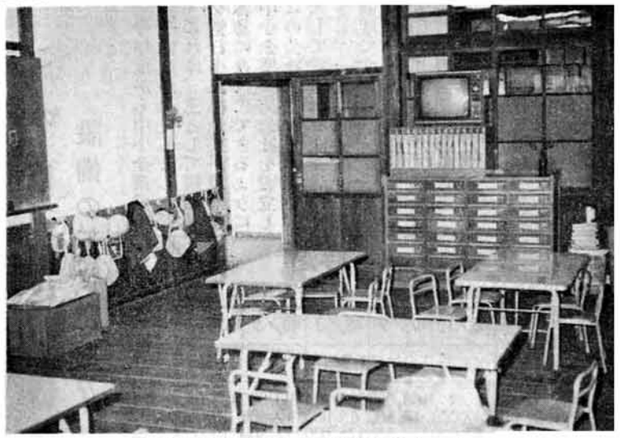

（今日からこの保育室で……）

鳥越の浄運寺さんの建物を借りて保育していた、町立ひばり保育所が、関係各方面のかたがたのご理解、ご協力をいただいて、今般三島町立日吉保育所と改称日吉小学校内に移転しました。

新保育所は校舎の一部を改造し、保育室二、遊ぎ室一、事務室、給食室、その他を含め約一六五平方㍍（約五〇坪）と屋外の遊び場一六五平方㍍からなり、五月一日に、児童四九名とお母さん方、ならびに来賓の方々をお迎えして入所式を行いました。

小学校の卒業式後の改造、移転のため五月開所となり、また移転直後のため、設備その他完全とはいえない部分もありますが、今後環境などの整備につとめ、名実ともに町立保育所としての保育を行うべく努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

税制改正のあらまし

長岡税務署

（お母さんとともに）

ことしも所得税の減税を中心に税制が改正されました。私たちに関係の深いことがらは次のとおりです。

一、所得税の減税（平年分）

㈠所得控除

㈡人的控除

㈢給与所得控除

別表一

㈣白色申告者の専従者控除が一五万円から一七万円になった。

㈤青色事業主特別経費準備金が創設された。毎年の事業所得の五％相当額（最高一〇万円）が必要経費となる。

㈥配偶者控除や扶養控除が

別表一　所得控除などの改正（平年分）

控除区分	現行	改正
	万円	万円
基礎控除	18	19
配偶者控除	18	19
扶養控除	12	13
障害者控除	10	11
老年者控除	10	11
寡婦控除	10	11
勤労学生控除	10	11
特別障害者控除	14	15
配偶者の控除ない世帯の1人の扶養控除	13	14
給与の定額控除	10	13

できる所得限度額が引き上げられた。

給与所得などは一〇万円から一五万円に。

資産所得などは五万円から一〇万円に。

㈦サラリーマンで、給与以外の所得が一〇万円（現行五万円）までのかたは確定申告をしなくてもよいことになった。

㈧山林所得、譲渡所得、一時所得の特別控除が三〇万円から四〇万円に改正された。

二、相続税、贈与税の減税

㈠夫婦間で居住用財産を贈与した場合の配偶者控除が一六〇万円から三六〇万円に引き上げられた。

また、婚姻期間の適用要件が「二五年以上」から「二〇年以上」に緩和された。

㈡相続税の配偶者控除で、婚姻期間「一五年をこえる一年につき二〇万円」が「一〇年をこえる一年につき四〇万円」となり控除の最高限度も二〇〇万円から四〇〇万円に引き上げられた。

㈢生命保険金などの非課税限度が次のとおり改正された。（法定相続人一人あたり）

生命保険金　一〇〇万円が一五〇万円に。

死亡退職金　五〇万円が八〇万円に。

三、貯蓄奨励、住宅対策のための減税

㈠少額貯蓄非課税限度額の元本一〇〇万円が一五〇万円になり株式投資信託が新しく適用対象に加えられた。

㈡少額国債非課税限度額の元本五〇万円が一〇〇万円に引き上げられた。

㈢勤労者財産形成促進法が国会で審議されているが、これが成立すると、サラリーマンがこの法による貯蓄契約に基づいて行なう貯蓄は、前記㈡の限度額の別わくで元本一〇〇万円までの利子は非課税とされることになる。

㈣住宅やその敷地の購入を目的とする貯蓄で一定の要件にあてはまるものは年間積立額の四％で最高一万円までが所得税額から控除されるが、この最高限度が二万円に引き上げられた。

農業者年金
加入の状況

今年一月一日に発足した農業者年金は、みなさんのご協力によって、四月一日現在、三四九名のかたが加入されました。

このうち当然加入者（加入しなければならない人）は二七九名で、該当する人のほぼ全員が加入されたようですが、忘れて未加入であったり、任意加入資格者（希望によって加入できる人）で、今後、加入を希望する人は各農協に届け出てください。

なお、加入済のかたで、農業者年金被保険者としての資格を失ったかたも、農協に届け出るようにお願いいたします。

（産業係）

農業者年金加入状況　（4月1日現在）

種別／大字名	当然加入者 男	当然加入者 女	当然加入者 計	任意加入者 男	任意加入者 女	任意加入者 計	合計 男	合計 女	合計 計
寺	8	1	9	5	1	6	13	2	15
永	3	—	3	—	—	—	3	—	3
条	14	1	15	4	—	4	18	1	19
谷	14	1	15	4	—	4	18	1	19
宮	6	—	6	4	—	4	10	—	10
花	11	1	12	7	—	7	18	1	19
比	4	—	4	—	—	—	4	—	4
川	24	2	26	10	1	11	34	3	37
沢	4	—	4	2	—	2	6	—	6
井	18	—	18	3	—	3	21	—	21
崎	15	—	15	1	—	1	16	—	16
町	15	2	17	7	—	7	22	2	24
岩	8	2	10	1	—	1	9	2	11
野	19	1	20	9	1	9	28	2	29
河	21	3	24	3	—	3	24	1	25
根	33	6	39	1	—	1	39	6	45
越	40	2	42	4	—	4	44	2	46
市	257	22	279	68	2	70	325	24	349
計									